

○東温市就学援助実施要綱

(平成 27 年 3 月 24 日教育委員会告示第 3 号)

(目的)

第 1 条 この告示は、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 19 条の規定に基づき、経済的理由によって、就学困難と認められる学齢児童又は学齢生徒（以下「児童生徒」という。）の保護者に対し、予算の範囲内において必要な援助（以下「就学援助」という。）を行うことにより、義務教育の円滑な実施に資することを目的とする。

(就学援助の対象者)

第 2 条 東温市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、東温市立の小学校又は中学校に在籍する児童生徒の保護者で、次の各号のいずれかに該当する者（以下「対象者」という。）に対し、就学援助を行うものとする。

- (1) 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 6 条第 2 項に規定する要保護者（以下「要保護者」という。）
- (2) 次のいずれかに該当する者で、前号に規定する要保護者に準ずる程度に困窮していると教育委員会が認める者（以下「準要保護者」という。）

ア 前年度又は当該年度において、次のいずれかの措置を受けた者

- (ア) 生活保護法に基づく保護の停止又は廃止
- (イ) 地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 295 条第 1 項に基づく
市町村民税の非課税
- (ウ) 地方税法第 323 条に基づく市町村民税の減免
- (エ) 地方税法第 72 条の 62 に基づく個人の事業税の減免
- (オ) 地方税法第 367 条に基づく固定資産税の減免
- (カ) 国民年金法（昭和 34 年法律第 141 号）第 89 条及び第 90 条に基づく国民年金の保険料の減免
- (キ) 国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）第 77 条に基づく保険料の減免又は徴収の猶予

- (ク) 児童扶養手当法（昭和 36 年法律第 238 号）第 4 条に基づく児童扶養手当の支給
- (ケ) 生活福祉資金貸付制度による生活福祉資金の貸付
- イ 生計を同じくする世帯全員の前年収入が生活保護法第 8 条第 1 項の規定により厚生労働大臣が定める保護の基準により算定される額の 1.3 倍以下である者
- ウ その他教育委員会が就学援助を行うことを必要と認める者

(就学援助の費目及び支給額)

第 3 条 就学援助の費目及びその支給額は、別表のとおりとする。

(就学援助認定の申請)

第 4 条 就学援助を受けようとする保護者（以下「申請者」という。）は、教育委員会が別に定める期間内に、対象者であることを証する書類を添えて就学援助に係る認定を教育委員会に対して申請しなければならない。

2 前項の規定による申請は、児童生徒の在学する学校の校長（以下「校長」という。）を経由して行う。この場合において、校長は、教育的立場からの意見を付するものとする。

(就学援助の認定)

第 5 条 前条の規定による申請があったときは、教育委員会は、遅滞なく審査したうえ、就学援助を受ける者を認定する。この場合において、教育委員会は、校長の意見に十分配慮するものとする。

2 教育委員会は、前項の審査に必要な事項について、当該申請者の承諾を得て、必要な範囲内で調査することができる。

3 教育委員会は、第 1 項の規定により当該申請者に係る就学援助の認定の可否を決したときは、速やかに校長を経由して保護者に通知しなければならない。

(就学援助の期間)

第 6 条 前条の規定により就学援助の認定を受けた者（以下「被認定者」という。）が就学援助を受けることができる期間は、教育委員会が認定の申請を受理した日の属する月の初日から当該年度の 3 月末日までとする。ただし、教育委員会が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(就学援助の支給及び委任)

第 7 条 第 3 条に規定する就学援助は、前条に規定する認定期間に応じて、被認定者に支給するものとする。

2 被認定者は就学援助に係る請求、受領及び支払を校長に委任するものとする。

(異動)

第 8 条 被認定者は次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに校長を通じて、教育委員会に当該事項を届けなければならない。

(1) 第 2 条各号の規定に該当しなくなったとき。

(2) 被認定者の児童生徒が就学猶予又は免除の措置を受けたとき。

(3) 前 2 号に掲げるもののほか就学援助を必要としなくなったとき。

2 被認定者は前項に掲げるもののほか別に定める事項について変更があった場合は、速やかに校長に当該事項を届け出なければならない。

(認定の廃止)

第 9 条 教育委員会は、次の各号に掲げるもののほか、前条第 1 項の届出があった場合は、被認定者に該当する者でなくなった日をもって就学援助の認定を廃止する。

(1) 被認定者の児童生徒が死亡したとき。

(2) 被認定者の児童生徒が東温市立以外の小学校又は中学校に転学したとき。

(支給の停止)

第 10 条 教育委員会は、被認定者が次の各号のいずれかに該当するときは、就学援助の支給を停止することができる。

(1) 就学援助を必要としなくなったとき。

(2) 教育委員会の指示命令に従わないとき。

(認定の取消し及び返還)

第 11 条 教育委員会は、虚偽その他不正の手段により援助費の支給を受けた者がいるときは、その者の就学援助の認定を取り消し、併せて受給額に相当する金額の全部又は一部について、その者から返還を求めることができる。

(その他)

第12条 この告示に定めるもののほか、必要な事項については、教育委員会が別に定める。

附 則

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

別表(第3条関係)

費目	対象学年		支給額	対象者区分	
学用品費	小学校	全学年	当該年度の要保護児童生徒援助費補助金の国庫補助限度単価を基準とした額（以下この表において「基準額」という。）	準要保護者	
	中学校	全学年			
通学用品費	小学校	2年～6年			
	中学校	2年・3年			
校外活動費 (宿泊を伴わないもの)	小学校	全学年			
	中学校	全学年			
新入学児童生徒学用品費等	小学校	1年			
	中学校	1年			
校外活動費 (宿泊を伴うもの)	小学校	5年			実費（ただし、基準額を限度額とする。）
	中学校	1年			
通学費	小学校・中学校	全学年	実費		
学校給食費	小学校・中学校	全学年	実費		
修学旅行費	小学校	6年	実費（ただし、基準額を限度額とする。）	要保護者及び	
	中学校	2年			

医療費	小学校・中学校	全年	実費	準要保護者
スキー実習費	小学校	6年	実費	